

# 7章 緑化地域と緑化重点地区

## 1 緑化地域の指定

### ■ 緑化地域とは

緑が不足している市街地などにおいて、敷地面積が一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける緑化地域制度の導入により、指定を受けた地域を緑化地域といいます。

### ■ 緑化地域の指定の必要性

北部地域の樹林地やため池、逢妻川や猿渡川などの周辺では、気温の上昇が抑えられていますが、市街地などでは、緑被の減少やアスファルト舗装などにより、郊外と比べて気温が高くなるヒートアイランド現象の発生が確認されています(図7-1)。また、夏の過ごしやすさに関する市民アンケートにおいても、57.1%の方が「過ごしにくくなったと思う」と回答されており、市内の夏季の気温上昇が実感されています(図7-2)。

これらのことから、良好な都市環境を形成するために、公園や街路樹などの公的な緑の確保とあわせて、緑化地域の指定を検討する必要があります。

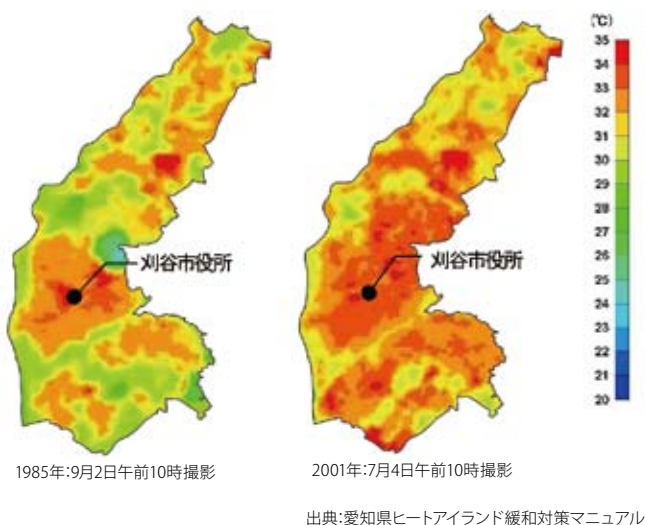


図7-1 地表面温度の分布

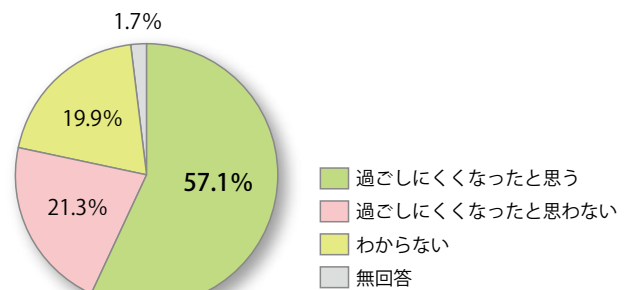


図7-2 夏の過ごしやすさに関する市民意見

### ■ 緑化地域の指定範囲

本市では、「緑の将来像図」において、「まちの緑化エリア」と位置付けられた市街化区域の全域を緑化地域の指定範囲とし、制度の導入を検討します(図7-3)。また、緑化地域制度の導入に関する市民アンケートにおいて、約8割の方が緑化地域制度の導入に対し、肯定的な回答をしています(図7-4)。

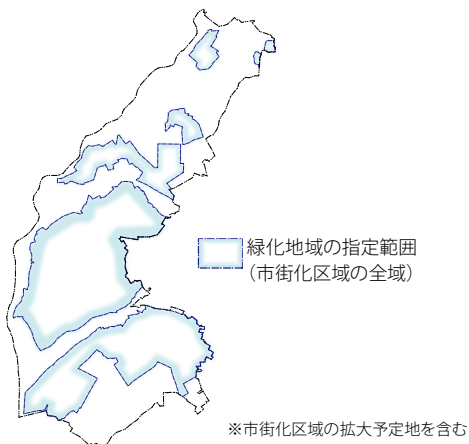


図7-3 緑化地域の指定範囲

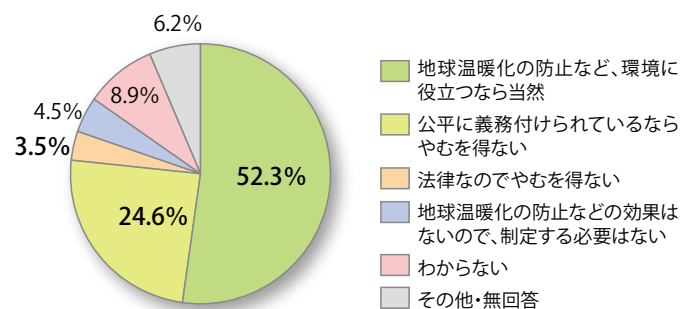


図7-4 緑化地域制度の導入に関する市民意見



## 2 緑化重点地区の設定

### ■ 緑化重点地区とは

本計画の目標の早期達成や市民の緑化意識の高揚などを図るため、緑に関する施策を重点的かつ先導的に展開する地区を緑化重点地区といいます。



「重点的かつ先導的に緑に関する施策を行う地区」として緑の保全・緑化を推進

### ■ 緑化重点地区の設定範囲

本市では、以下の6地区を緑化重点地区として設定します(図7-5)。

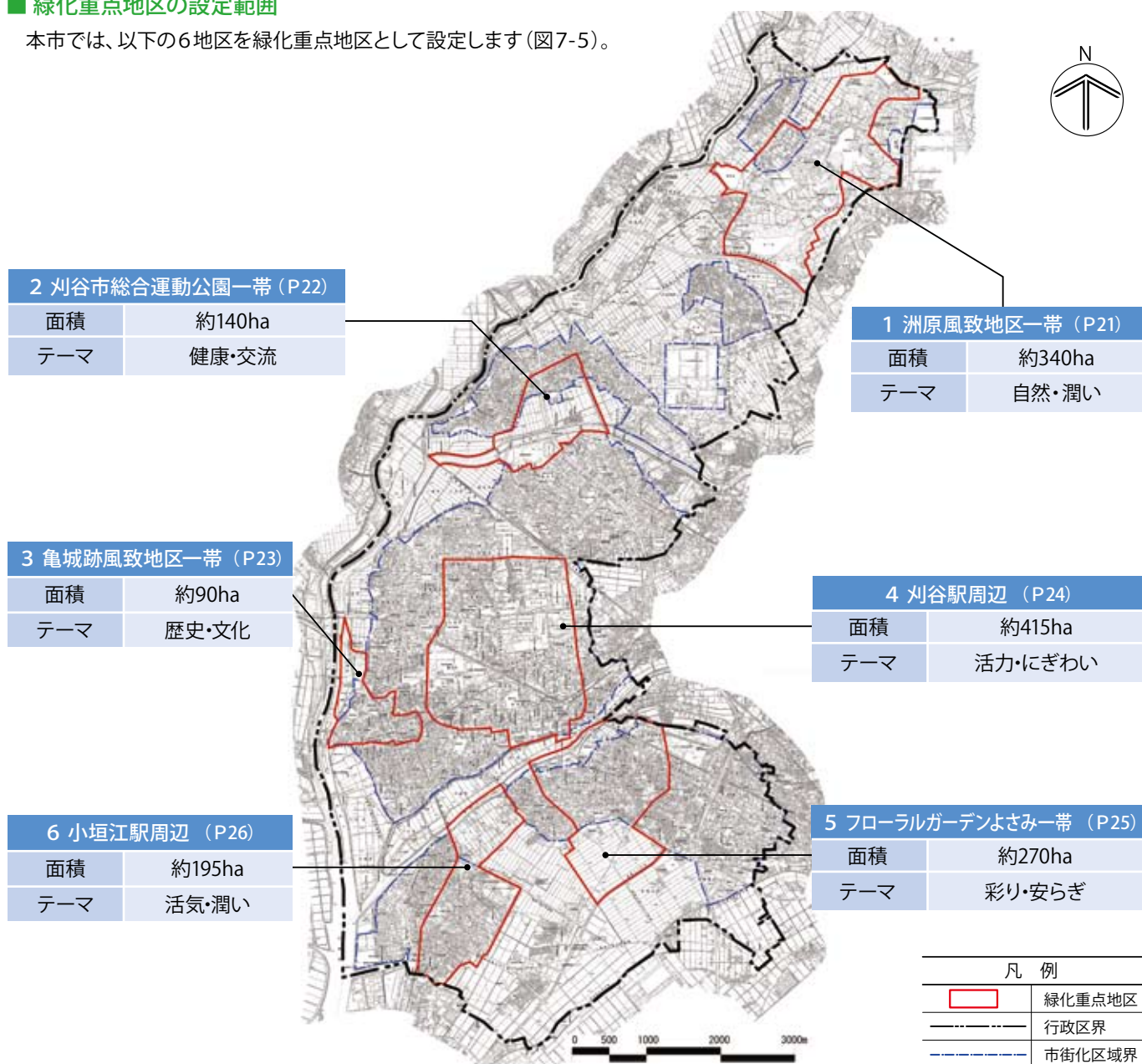


図7-5 緑化重点地区の位置